

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 6 年 9 月 25 日東経営第000200000395号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。 （サービス等の終了） 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している無線アクセス認証機能及び無線アクセス認証機能対応型無線 LAN 対応ルータ装置（光ステーション W i - F i ルータ）の提供を終了することとします。 （経過措置） 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 4 東経企営第 17 - 217 号（平成 30 年 3 月 30 日）の附則第 2 項を削除します。